

震災後の「初のG20」(グローバル)

1. 「G20」とは？

「G20」(Group of Twenty)は、日本や米国など「G8」主要8カ国と1つの地域(欧州連合)、そして新興国など11カ国で構成しています。先週末の14日と15日の二日間に渡って、米国のワシントンD.C.で「G20財務相・中央銀行総裁会議」が開かれました。日本からは、野田財務相と日銀の白川総裁が出席しました。

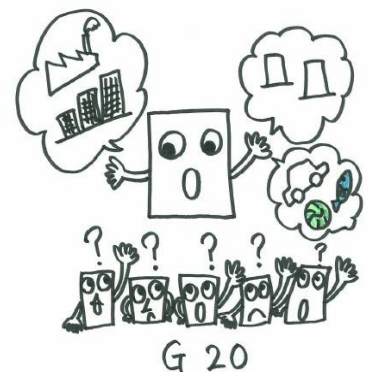
2. 最近の動向

15日午後(日本時間16日早朝)に閉幕した「G20財務相・中央銀行総裁会議」は、東日本大震災の発生以降、初めて開かれる「G20」の会合でした。

また、震災発生以降、主要国が集まる国際会議としても、初めての会合であり、そこでの議論の内容に注目が集まっていました。

今回の会合の共同声明では、「東日本大震災と福島原発事故が世界経済のリスク要因」との認識を共有。日本を支援することで、「G20」が連帯する姿勢が強く打ち出されました。

また、日本の震災と原発事故の影響は、中東・北アフリカ情勢と並ぶ世界経済のリスク要因といった見方も示されました。



3. 今後の展開

今回、諸外国から集中した質問は、「原発事故の状況」です。米国のガイトナー財務長官は、「原発の危険性はどうなっているのか？」と野田財務大臣に直接質問。野田財務大臣は、「被災地の復旧・復興に全力で取り組む」と表明。加えて、原発の放射能漏れに伴う農産物や工業製品への風評被害の広がりについて、各国に冷静な対応を求めました。欧米では、危機の時こそ国のトップの説明責任が問われるケースが普通です。参加国の多くから、「責任ある立場の人から早く話を聞きたかった」との声があがりました。

今回の「G20」では、日本の現状が「世界経済のリスク要因」と位置付けられました。つまり、日本は世界経済回復の足を引っ張りかねないと認識された訳です。では、日本はどうすれば良いのか？まずは、震災の復興計画や原発事故の状況を海外に向けて情報発信し続けるしかないのです。また、そうすることは、日本を支援する方向でまとまった諸外国に対する最低限必要な礼儀であると思います。輸出立国である日本の姿勢が、今改めて問われています。

弊社マーケットレポート

検索!!

2011年04月18日【キーワード No.556】「ページブック」から見た震災の影響(米国)

2011年04月12日【デイリー No. 876】IMFの世界経済見通し(2011年4月)～大震災により日本の見通しを修正～

☆本日の「マーケット・キーワード」のラジオ番組放送内容は、こちら!! ☆

■この資料は、情報提供に限定したものととして、三井住友アセットマネジメントが作成したものであり、特定の投資信託・生命保険・株式・債券等の売買を推奨・勧誘するものでもありません。■この資料に基づいてとられた投資行動等の結果については、三井住友アセットマネジメントは一切責任を負いません。■この資料の内容は発行日現在のものであり、将来予告なく変更されることがあります。■この資料は、三井住友アセットマネジメントが信頼性が高いと判断した情報等に基づき作成しておりますが、その正確性・完全性を保証するものではありません。■この資料におけるデータ・分析等は過去の一定期間の実績に基づくものであり、将来の投資成果及び市場環境の変動等を保証もしくは予想するものではありません。■この資料にインデックス・統計資料等が記載される場合、それらの知的所有権その他一切の権利は、その発行者許諾者に帰属します。

【投資信託商品についてのご注意(リスク、費用)】

●投資信託に係るリスクについて

投資信託は、主に国内外の株式や公社債等の値動きのある証券を投資対象としているため、当該資産の市場における取引価格の変動や為替の変動等により基準価額は変動します。基準価額の変動要因としては、有価証券の価格変動リスク、金利や金融市場の変動リスク、十分な流動性の下で取引が行えない流動性リスク、有価証券の発行体の信用リスク等、及び外貨建て資産に投資している場合には為替変動リスクがあります。したがって、お客さまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失が生じ、投資元本を割り込むことがあります。

また、投資信託は、個別の投資信託毎に投資対象資産の種類や投資制限、取引市場、投資対象国等が異なることから、リスクの内容や性質が異なりますので、ご投資に当たっては投資信託説明書(交付目論見書)や契約締結前交付書面等をよくご覧ください。

●投資信託に係る費用について

ご投資いただくお客さまには以下の費用をご負担いただきます。

◆直接ご負担いただく費用・・・申込手数料 上限3.675%(税込)

・・・換金(解約)手数料 上限1.05%(税込)

・・・信託財産留保額 上限0.5%

◆投資信託の保有期間中に間接的にご負担いただく費用・・・信託報酬 上限1.995%(税込)

◆その他費用・・・監査費用、有価証券の売買時の手数料、デリバティブ取引等に要する費用、および外国における資産の保管等に要する費用等を信託財産からご負担いただきます。また、投資信託証券を組み入れる場合には、お客さまが間接的に支払う費用として、当該投資信託の資産から支払われる運用報酬、投資資産の取引費用等が発生します。これらの費用等に関しましては、その時々取引内容等により金額が決定しますので、予めその上限額、計算方法等を具体的には記載できません。

※なお、お客さまにご負担いただく上記費用等の合計額、その上限額および計算方法等は、上記同様の理由により具体的には記載できません。

※上記に記載しているリスクや費用項目につきましては、一般的な投資信託を想定しております。費用の料率につきましては、三井住友アセットマネジメント株式会社が運用するすべての投資信託のうち、徴収するそれぞれの費用における最高の料率を記載しております(当資料発行日現在)。投資信託に係るリスクや費用は、それぞれの投資信託により異なりますので、ご投資をされる際には、事前に投資信託説明書(交付目論見書)や契約締結前交付書面等を必ずご覧ください。

三井住友アセットマネジメント株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第399号

加入協会:(社)投資信託協会、(社)日本証券投資顧問業協会

■この資料は、情報提供に限定したものととして、三井住友アセットマネジメントが作成したものであり、特定の投資信託・生命保険・株式・債券等の売買を推奨・勧誘するものでもありません。■この資料に基づいてとられた投資行動等の結果については、三井住友アセットマネジメントは一切責任を負いません。■この資料の内容は発行日現在のものであり、将来予告なく変更されることがあります。■この資料は、三井住友アセットマネジメントが信頼性が高いと判断した情報等に基づき作成しておりますが、その正確性・完全性を保証するものではありません。■この資料におけるデータ・分析等は過去の一定期間の実績に基づくものであり、将来の投資成果及び市場環境の変動等を保証もしくは予想するものではありません。■この資料にインデックス・統計資料等が記載される場合、それらの知的所有権その他の一切の権利は、その発行者許諾者に帰属します。



三井住友アセットマネジメント株式会社